改正	現行	改正理由
共立社 定款	共立社 定款	
第3章 役職員	第3章 役職員	
(役員の責任)	(役員の責任) 10 項(1)イ 条番号の改正	10 項(1)イ 条番号の改正
第 23 条	第 23 条	消費生活協同組合法の改
※ 1~9省略	※ 1~9 省略	正に伴う「消費生活協同組
10 理事 次に掲げる行為	10 理事 次に掲げる行為	合模範定款例」の改正が行
イ 法第31条の <u>9第1項</u> 及び第2項の規定により作成すべ	イ 法第31条の <u>7第1項</u> 及び第2項の規定により作成すべ	われ、条号が変更された
きものに記載し、又は記録すべき重要な事項について	きものに記載し、又は記録すべき重要な事項について	為。
の虚偽の記載又は記録	の虚偽の記載又は記録	
※ 以下省略	※ 以下省略	
第6章 事業の執行	第6章 事業の執行	
(事業の品目等)	(事業の品目等)	
第 70 条	第 70 条	4項への追加
※ 1~3省略	※ 1~3 省略	
4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コ	4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コ	これまで大学生協連で取
ープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅	ープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅	扱って来た「COOP 学生総
災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身	災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身	合共済」を共済連、大学生
共済事業、学生総合共済事業及び全国大学生協共済生活	共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う	協連の共同引受けとして取
協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び全国労働者	風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個	扱いを開始する為。
共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共	人長期生命共済事業等の共済事業の業務の一部を受託す	

共立社運営規約及び共立社役員選任規約の一部変更(案)

改正	現行	改正理由
済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自	る受託共済事業とします。	労働者共済連(愛称こくみ
動車総合補償共済事業等の共済事業の業務の一部を受託	※ 以下省略	ん共済 COOP)で取扱って
する受託共済事業とします。		いた「マイカー共済」を取扱
※ 以下省略		う為。
2021年6月15日 一部改正		追加
公認会計士監査規約	公認会計士監査規約	
(公認会計士の意義等)	(公認会計士の意義等)	
第 2 条 2.(1)	第2条	
2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできません。	2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできません。	2項(1)の改正
(1)公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協 同組合法(以下「生協法」という。)第 31 条の <u>9 第 2 項</u> に 規定する決算関係書類をいう。)について監査をすること ができない者	(1)公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協 同組合法(以下「生協法」という。)第31条の <u>7第2項</u> に 規定する決算関係書類をいう。)について監査をすること ができない者	消費生活協同組合法の改正に伴う改正の為。